

かかりつけ医などで個別健診を受けられます

●個別健診で自分の体の状態を確認しましょう

ましよう

町では、9月2日（月）から個別健診を実施しています。7～8月に実施した集団健診を受診されていない人は、指定医療機関で個別健診を受診することができます。

時間の都合などで集団健診を受けられなかった人は、都合の良い日時を選んで受診できますので、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

個別健診の対象者には受診券を郵送します。受診の際は事前の予約が必要です。指定医療機関へ直接お申し込みください。

●対象者

令和6年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者で、7～8月に実施した町の集団健診を受診していない人

※個別健診の対象者には、9月上旬頃に受診券を郵送します。受診券が届く前に個別健診を受診したい人は、保険係までご連絡ください。
※受診券が届いた人でも、国民健康保険の被保険者資格がない場合は受診できません。

●実施期間

9月2日（月）～12月28日（土）

●健康診査内容

体格検査（身長・体重・腹囲・B M I）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など
※がん検診は含まれません。

●受診料（個人負担金）

1300円

●主な指定医療機関

- ・荒瀬病院（甲佐町緑町331）
☎096・234・1161
- ・谷田病院（甲佐町岩下123）
☎096・234・1248
- ・小塚迫医院（甲佐町岩下96-1）
☎096・234・0165
- ・桃崎整形外科（甲佐町緑町275-20）
☎096・235・8111

※そのほかの指定医療機関については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください
▼

【お問い合わせ先】

町民生生活課

☎096・234・1113



あなたの回答が、日本の未来へ活かされます

2025年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、令和7年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施されており我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

令和6年12月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

※調査員や調査関係者には調査で知ったことに関する守秘義務を規定しています。安心してご回答ください。

※調査票はオンラインによる回答も可能です。

【お問い合わせ先】

町企画課 ☎096 - 234 - 1115

農林業センサス
マスコットキャラクター“つっ
ちー”▶



国民年金付加年金保険料を納付して 受給年金額を増やしませんか

■保険料を追納（後払い）すると、
年金の受取額を増やせます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。納付猶予や学生特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されますので、追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用する場合の注意点

追納制度を利用して保険料を納める場合には、次に注意が必要です。

・保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納めてください。

・老齢基礎年金を受給することができない人は、追納できません。

・承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

・口座振替ならびにクレジット納付はできません。

・令和6年度中に追納していただく際の保険料は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

※追納制度に関することや申請方法などの詳細は、日本年金機構の公式ホームページをご覧ください。熊本東年金事務所へお尋ねください。

詳細は町公式ウェブ
サイトをご覧ください▼



【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所

☎ 096 - 367 - 8144

町住民生活課

☎ 096 - 234 - 1113

(内線103)

令和6年10月から児童手当制度が変わります

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学生 （15歳到達後の最初の3月31日まで）	高校生年代 （18歳到達後の最初の3月31日まで）
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	・3歳未満……………月15,000円 ・3歳から小学校修了まで - 第1子・第2子……………月10,000円 - 第3子以降……………月15,000円 ・中学生……………月10,000円	・3歳未満 - 第1子・第2子……………月15,000円 - 第3子以降……………月30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の3月31日まで - 第1子・第2子……………月10,000円 - 第3子以降……………月30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の3月31日まで	22歳到達後の最初の3月31日まで
支給月	2月、6月、10月 ※各前月までの4か月分を支給	偶数月 ※各前月までの2か月分を支給

※制度の改正により、手続きが必要になる場合があります。
詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

【お問い合わせ先】

町福祉課

☎ 096 - 234 - 1114

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

戸建て木造住宅の耐震改修を
支援しています

町では、皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などの費用の一部を補助しています。

▼対象となる住宅

次に掲げる要件を全て満たすもの
・現に住宅所有者の居住の用に供されているもの

・階数が3階以下の木造住宅（併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）

・昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震により被災した住宅であることが確認できるもの

・建築基準法に違反しないもの

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

・過去に同一事業の補助を受けていないもの

・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

▼対象者

住宅の所有者で、税金などの滞納がない者

▼補助内容

①耐震診断費補助

補助対象経費の3分の2以内
（補助限度額8万6000円）

②耐震改修設計・耐震改修工事一括
補助対象経費の80%以内
（補助限度額100万円）

③建替え設計・建替え工事一括
補助対象経費の80%以内
（補助限度額100万円）

▼申し込み期限

11月29日（金）

※土・日曜日および祝日を除く。

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります。

※本補助事業を申請する場合は、町建設課への事前相談が必要です。

▼申し込み・お問い合わせ先
町建設課

☎096-234-1183
（内線168）

危険ブロック塀等安全確保を
支援しています

町では、歩行者の安全と避難路を確保するため、道路に面している倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去および安全なブロック塀等の設置に要する費用の一部を補助します。

▼対象となるブロック塀等

・道路（避難路）からの高さが80センチ以上のもの

・高さが60センチ以上のもの

・安全対策が必要と町が判断したもの

▼対象者

ブロック塀等の所有者で、税金などの滞納がない者

●補助内容

①ブロック塀等の撤去工事

補助対象となる工事費の3分の2または撤去するブロック塀等の長さ（メートル）×1万2000円のいずれか低い額（補助限度額20万円）
※フェンスの撤去費用は除く。

②ブロック塀等の設置工事

補助対象となる工事費の3分の2または設置するブロック塀等の長さ（メートル）×1万5000円のいずれか低い額（補助限度額15万円）
※ブロック塀等の撤去と併せて行う工事に限る。

▼申し込み期限

11月29日（金）

※土・日曜日および祝日は除く。

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります。

▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課
☎096-234-1183

労使間トラブルの解決相談会を開催します

熊本県労働委員会では、自主的な解決が難しい労使間トラブルの解決のために、3名の委員（公益・労働者・使用者）による相談会を実施します。費用は無料です。

日時

10月5日（土）午前10時から午後4時30分（受付は午後4時まで）

会場

くまもと県民交流館パレア9階

お問い合わせ先

熊本県労働委員会事務局

096・333・2752

9月は動物愛護月間

県では、9月を熊本県動物愛護月間と定めています。ペットを正しく愛情を持って飼育できているかなど、動物に対する向き合い方を見つめ直してみましよう。また、アニマルフレンド熊本および県内の各保健所で、さまざまなイベントを開催予定です。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

御船保健所

096・282・0016

浄化槽設置の皆さんへ

浄化槽の法定検査を受けましょう！

浄化槽管理（設置）者には、浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。法定検査は熊本県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査（浄化槽設置後の水質検査）※	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3～8ヶ月以内に1回
11条検査（定期検査）※	浄化槽を設置している人	毎年1回

※7条検査と11条検査は浄化槽法で定められている検査です。

【お問い合わせ先】

- ・町環境衛生課 096-234-1169
- ・公益社団法人熊本県浄化槽協会 096-284-3355

熊本県生活排水
対策イメージ
キャラクター
“排水くん”▶



traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	7月	年累計
人身事故	2	4
物損事故	19	102
盗難など	1	5

7月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	0
原野	12	+2
その他	14	+2
合計件数	29	+4

8月15日現在

tax

町税などの滞納処分（7月分）

種別	件数・金額など
捜索	1件
差し押さえ件数	1件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	517,700円

お知らせ

危険物取扱者試験のお知らせ

消防法の規定に基づき、令和6年度第2回危険物取扱者試験が次のとおり実施されます。

試験の種類

- ・甲種危険物取扱者試験
- ・乙種危険物取扱者試験（第1類～第6類）

- ・丙種危険物取扱者試験

試験日時

11月3日（日）

願書受付期間

- ・書面申請

9月9日（月）～17日（火）

- ・電子申請

9月9日（月）～17日（火）

受験地

熊本市、八代市、天草市、玉名市

申請・お問い合わせ先

（一財）消防試験研究センター

熊本県支部

☎096・364・5005

障がいのある人の職業訓練生を募集します

熊本県立高等技術専門学校では、障がいのある人を対象とした職業訓練

の受講生を募集しています。詳しくは熊本県立高等技術専門学校にお問い合わせください。

募集期間

9月9日（水）～10月31日（木）

受講対象

身体（視覚・上肢・下肢・内部）、精神、発達、難病、高次脳機能の障がいのある人

内容

ウェブクリエーターや表計算3級など、就職に必要なビジネススキルを習得します。

※e-ラーニングでの訓練です。

訓練期間

12月3日（火）～令和7年2月28日（金）

経費

テキスト代9900円（税込み）

※受講料は無料

訓練場所

自宅

申し込み・お問い合わせ先

熊本県立高等技術専門学校

☎096・297・9915

・ハローワーク上益城

☎096・282・0077

農薬の空容器は適正に処理しましょう

農業空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止され

令和7年4月から農地の貸借方法が変わります

令和7年4月（※「地域計画」の策定後）から、農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動（貸借権など）は廃止されます。

現在結んでいる農業経営基盤強化促進法（相対）による貸借契約の期間満了後は、「農地法第3条による契約」、または「農地バンク（農地中間管理事業）を利用した契約」のいずれかになります。

※「地域計画」とは、町全域において地域農業の将来のあり方、それを実現するための計画書と10年後に目指すべき姿を示した目標地図を合わせた計画で、現在策定されている「人・農地プラン」をより実質化したものです。

現在の農地貸借の方法	令和7年4月以降（※地域計画策定後）
農業経営基盤強化促進法による利用権設定（相対）	廃止
農地バンク（農地中間管理事業）を利用した貸借契約	継続
農地法第3条による貸借契約	継続

【お問い合わせ先】

町農業委員会 ☎096-234-1176

ています。これら空容器の処分については、排出者である農業者自らが適切に処理するか、専門の廃棄物処理業者に処分を委託することが法律で義務付けられています。また、農薬空容器の処分にあたっては、容器内に残った農薬も適切に処分する必要があります。詳しくは県農業技術課までお尋ねください。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096-333-2381

9月10日～16日は
自殺予防週間です

毎年9月10日～16日は、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺に対する正しい知識を得る「自殺予防週間」です。自殺を防ぐためには、原因となるさまざまな問題を解決し、全ての人にとって「安心して暮らせるまちをつくる」ことが必要です。

1人で悩まずに、身近に相談できる人や相談窓口（フリーダイヤル・無料）にご相談ください。

※詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

▼電話相談窓口

・#いのちのSOS

☎0120-061-338

・よりそいホットライン

☎0120-279-338

・いのちの電話

☎0120-783-556

▼子ども向け電話相談窓口

・子供のSOS相談窓口

☎0120-078310

・子どもの人権110番

☎0120-007-110

くらし安全

「〇〇ペイで返金します」に
注意しましょう

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「〇〇ペイ（決済アプリ）を使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらわずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という新手の詐欺にご注意ください。消費者トラブルでお困りの際は、甲佐町消費生活相談窓口または熊本県消費生活センターまでご相談ください。

▼お問い合わせ先

甲佐町消費生活相談窓口

☎096-234-3223

熊本県消費生活センター

☎096-383-0999

甲佐町駅伝競争大会・地区対抗体力づくり駅伝競争大会が開催されます

選手募集中

11月4日（月）熊本甲佐総合運動公園で第54回甲佐町駅伝競争大会と第50回地区対抗体力づくり駅伝競争大会が開催されます。

同大会は、町民に駅伝競争の醍醐味を伝え、競技人口の底辺拡大と各選手間の親睦融和を図ることを目的に甲佐町スポーツ協会、町教育委員会、甲佐町陸上競技協会が共催。大会当日は、皆さんの熱い声援をよろしくお願いします。

現在、大会出場チームを募集しています。出場希望者は、10月4日（金）午後5時までに甲佐町スポーツ協会事務局（町社会教育課内）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

甲佐町スポーツ協会事務局（町社会教育課内） ☎096-234-2447（内線323）

●開催日 11月4日（月）

●開催場所 熊本甲佐総合運動公園

【町駅伝競争大会】

・開会式：熊本甲佐総合運動公園 午前8時30分～

・スタート：小学生の部 午前9時～

男子、女子、男女混合の部 午前10時00分～

・閉会式：競技終了後

【地区対抗体力づくり駅伝競争大会】

・開会式：熊本甲佐総合運動公園 午前8時30分～

・スタート：午前11時15分～

・閉会式：競技終了後

※詳細は甲佐町スポーツ協会事務局

（町社会教育課内）までお問い合わせください。



▶詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください